

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第八十五号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和四年三月二十五日

厚生労働大臣 後藤 茂之

改正後	改正前
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一〇二十四 (略)</p> <p>二十五 強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術 イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 不妊症(卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものに限る。)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① 専ら産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。</p> <p>② 産婦人科専門医であり、かつ、生殖医療専門医であること。</p> <p>③ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p> <p>① 産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科を標榜していること。</p> <p>② 実施診療科において、常勤の産婦人科専門医が配置されていること。</p> <p>③ 配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。</p> <p>④ 緊急の場合その他当該療養について必要な場合に対応するため、他の保険医療機関との連携体制を整備していること。</p> <p>⑤ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。</p> <p>⑥ 医療安全管理委員会が設置されていること。</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一〇二十四 (略)</p> <p>(新設)</p>

⑦ 当該療養について十例以上の症例を実施していること

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇五十六 (略)

五十七 自己骨髄由来培養間葉系細胞移植による完全自家血管新生療法 閉塞性動脈硬化症（血行再建術が困難なものであって

、フォンタン分類Ⅲ度又はⅣ度のものに限る。）

五十八 ラメルテオン経口投与療法 悪性腫瘍（六十五歳以上の

患者に係るものに限る。）

五十九 ベバシズマブ局所注入療法 重症未熟児網膜症

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇五十六 (略)

(新設)

(新設)

(新設)